

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

座間味村は、沖縄本島から西へおよそ40kmの東シナ海に浮かぶ亜熱帯の島々「慶良間諸島」。座間味村は、その西半分の島々からなり、総面積16.74km<sup>2</sup>(座間味島6.71km<sup>2</sup>、阿嘉島3.96km<sup>2</sup>、慶留間島1.22km<sup>2</sup>)の離島村である。

当村は、沖縄本島の西側に位置しており、台風の進路に直面し、これまで様々な災害が生じ、住民のお生活支障や防災対策上の障害が想定される。

(台風:座間味村地域防災計画)

座間味村における災害は、台風による農林水産業関係の被害及び原野や住宅等の火災が中心となっている。周囲を海に囲まれ地形的には平坦面は少なく、海に面した平坦面に集落等が発達しているが、島を取囲むサンゴ礁の発達によって高潮や高波等による大きな被害は現在まで見受けられない。

本村の昭和23年から平成24年までの主な災害状況を見ると、台風が11件、地震・津波が1件、大旱魃が1件で全体では13件となっている。台風による被害のほとんどは農作物や家屋の倒壊の被害である。また、昭和23年10月の台風リビーでは船舶が遭難している。地震・津波による被害は甚大で死傷者、行方不明者多数出ている。また、大旱魃は、慶留間へ水運搬している。

■自然災害

年月日	種別	被害状況
昭和23年 10月3～4日	台風リビー	・直撃、校舎2棟破壊 ・乗組員19人を乗せ泊港を午前11時に出港した新盛丸が行方不明となる。
昭和24年	台風グロリア	・役所、診療所など半壊 ・家屋も被害を受ける。
昭和25年 11月11日	台風クララ	・被害多し
昭和26年8月 18～19日、10 月14日	台風マージ 台風ルース	・吹き荒れ格別に被害
昭和28年 8月16日	台風ニーナ	・農作物被害 ・鰹節加工場1棟倒壊
昭和32年 9月26日	台風フェイ	・被害多出
昭和35年 5月24日	地震・津波	・南米チリで発生した地震・津波は日本各地。沖縄中北部地区に甚大で死傷者、行方不明者多数出る。座間味午前6時30分高潮により一時騒動となり阿佐部落民は山へ避難する。
昭和36年 10月3日	台風23号	・風速60m。久米島西方海上を通過したが20m以上の雨風。 ・職員3カ部落の被害調査。水稻、甘藷全滅状態。家屋被害、離島を除く。全壊13棟、半壊52棟
昭和38年 6月1日	大旱魃	・慶留間へ水運搬

昭和40年 8月5日	台風ジーン	・久米島、慶良間を通過
平成9年 8月6～8日	台風13号	・字阿真の稲崎林道(2級道)の被害。(当該利用区域内の利用伐期齢以上の蓄積1,478m <sup>3</sup> )
平成19年7月	台風4号	・阿嘉慶留間線の被害

(高潮:座間味村地域防災計画)

沖縄県(以下 県)が、平成18年度に大きな被害をもたらす恐れのある台風の経路及び中心気圧を想定して、浸水区域を予想しており、海岸近くの低地などで、高潮による浸水被害を受ける危険性が高くなっています。

(土砂災害:大宜味村国土強靱化地域計画・防災マップ)

山林が多く占める本村において、県より座間味区・阿嘉区・阿佐区において急斜面地崩壊、土石流の土砂災害警戒区域等、危険個所が指定されています。なお、これら危険個所及び区域等は表層崩壊を想定しています。

(地震:J-SHIS)

確率論的地震動予測地図によると、本村において震度6弱以上の地震が今後30年間で海岸付近は26～100%でもっとも高く、一部を除いて6～26%の確率で発生すると予想されています。

今後、想定される地震

① H9RF 沖縄本島南西沖地震

地震動による被害は、火災及び死者の被害は無く、建物被害34棟、負傷者25名、避難者82人の被害が想定される。

津波による被害は、建物被害23棟、死者5人、負傷者24人の被害が想定される。

これらのライフラインへの影響は、断水は村全体に、停電は80世帯、電話は37回線への影響が想定される。

地震被害	地震規模	本島中部及び慶良間列島では震度5強
	液状化被害	「液状化の危険度が極めて高い」地区が見られる。
	建物被害	全壊:2,755棟(12棟)、半壊9,347棟(22棟)
	火災被害	出火:19件(0件)、焼失(9棟)(0棟)
津波被害	人的被害	死者:73人(0人)、重傷者803人(1人)、軽傷者:15,968人(24人)、避難者42,428人(82人)
	津波規模	本島南部の西側や久米島を中心に広い範囲で高さ5m
	建物被害	全壊:56棟(7棟)、半壊:249棟(16棟)
ライフライン	人的被害	死者:128人(5人)、重傷者:82人(3人)、軽傷者901人(21人)
	断水人口	1,048,958人(877人)
	ガス供給停止世帯数(戸)	0戸(該当なし)
	停電戸数	45,444戸(80戸)
	電話支障	7,062回線(37回線)

(注)数字は沖縄全域を示す。座間味村のデータは( )で表している。

② C02E 久米島南東沖地震

地震動による被害は、火災及び死者の被害は無く、建物被害 35 棟、負傷者 27 人、避難者 91人の被害が想定される。津波による被害は、建物被害 34 棟、死者6人、負傷者 40 人の被害が想定される。これらによるライフラインへの影響は、断水は村民全体に、停電は 80 戸、電話は 37 回線への影響が想定される。

地震被害	地震規模	久米島、慶良間列島及び本島南部の西側では震度5強
	液状化被害	「液状化の危険度が極めて高い」地区が見られる。
	建物被害	全壊:938棟(13棟)、半壊:2,236棟(22棟)
	火災被害	出火:11件(0件)、焼失:0棟(0棟)
	人的被害	死者25人(0件)、重傷者:302人(1人)、軽傷者:6,099人(26人)、避難者:10,561人(91人)
津波被害	津波規模	久米島の一部で高さ5m以上
	建物被害	全壊:40棟(26棟)、半壊:30棟(8棟)
	人的被害	死者:11人(6人)、重傷者:14人(9人)、軽傷者:56人(31人)
ライフライン	断水人口	104,678人(897人)
	ガス供給停止世帯数(戸)	0戸(該当なし)
	停電戸数	27,585戸(80戸)
	電話支障	2,422回線(37回線)

(注)数字は沖縄全体を示す。座間味村のデータは、( )で表している。

③B04E 久米島北方沖地震

地震動による被害は、火災及び死者の被害は無く、建物被害 32 棟、負傷者 25 人、避難者 78 人の被害が想定される。津波による被害は、建物及び死者の被害は無く、負傷者9人の被害が想定される。これらによるライフラインへの影響は、断水は村民のほぼ全体に、停電は 80 戸、電話は 37 回線への影響が想定される。

地震被害	地震規模	本島の大部分や慶良間列島では震度6弱
	液状化被害	「液状化の危険度が極めて高い」地区が見られる
	建物被害	全壊:21,367棟(31棟)、半壊:51,172棟(72棟)
	火災被害	出火:133件(0件)、焼失115棟(0棟)
	人的被害	死者:498人(1人)、重傷者:2,867人(3人)、軽傷者:55,351人(47人) 避難者:252,580人(243人)
ライフライン	断水人口	1,201,548人(901人)
	ガス供給停止世帯数(戸)	48,689戸(該当なし)
	停電戸数	100,455戸(125戸)
	電話支障	61,092回線(93回線)

(注)数字は沖縄全体を示す。座間味村のデータは( )内で表している。

④沖縄本島直下プレート内地震

地震動による被害は、火災の被害は無く、建物被害 103 棟、死者1人、負傷者 50 人、避難者 243 人の被害が想定される。津波による被害は、想定されていない。ライフラインへの影響は、断水は村民全体に、停電は 125 戸、電話は 93 回線への影響が想定される。

地震被害	地震規模	久米島では震度6弱、慶良間列島では、震度5強
	液状化被害	「液状化の危険度が極めて高い」地区が見られる。
	建物被害	全壊:920棟(12棟)、半壊:2,316棟
	火災被害	出火:9件(0件)、焼失0棟(0棟)
	人的被害	死者:24人(0人)、重傷者:295人(1人)、軽傷者:5,941人(24人)、避難者:9,893人(78人)
津波被害	津波規模	本島北部の西側、慶良間列島などで高さ5m以上
	建物被害	全壊:665棟(0棟)、半壊:1,055棟(0棟)
	人的被害	死者:249人(0人)、重傷者:266人(0人)、軽傷者:1,833人(9人)
ライフライン	断水人口	103,130人(846人)
	ガス供給停止世帯数(戸)	0戸(該当なし)
	停電戸数	27,751戸(80戸)
	電話支障	2,131回線(37回線)

(注)1.数字は沖縄全体を示す。座間味村のデータは、( )内で表している。

2.1966年台湾東方沖の地震と同程度として設定

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当村においても多くの村民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあります。

(2) 商工業者の状況

・商工業者数 125人

【内訳】

業種	商工業者数	備考(事業所の立地状況等)
宿泊業、飲食サービス業	51	主に中心部、村全体にも立地
卸売業、小売業	9	主に中心部、村全体にも立地
建設業・製造業	7	主に中心部、村全体にも立地
生活関連サービス業、娯楽業	57	主に中心部、村全体にも立地
運送業・郵便業	1	主に中心部、村全体にも立地
その他	0	主に中心部、村全体にも立地

※RESAS産業構造マップより

(3) これまでの取組

1) 本村の取組

- ・村地域防災計画及び村国土強靱化地域計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災備蓄の整備・推進
- ・災害時の感染症の発生、まん延を防止するため、定期予防接種の接種率向上と避難所での流行に備え、消毒薬剤やマスクなどの備蓄

2) 座間味村商工会(以下 本商工会)の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定の相談、申請サポート

- ・座間味村が実施する防災訓練への参加協力
- ・商工会が有する共済制度の普及・促進

## II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員(2名)が不足している。といった課題が浮き彫りになっています。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要であります。

## III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、本会と本村との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時(感染症は「発生」というタイミングがありません。「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておくことも有用。)には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・共済や保険会社と連携して保険制度の加入推進 目標件数:30件

## ※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに沖縄県に報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和5年4月1日～ 令和10年3月31日

### (2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・本商工会と本村の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

#### <1. 事前の対策>

・当村が平成25年3月に策定した「座間味村地域防災計画」や沖縄県が策定する感染対策実施方針に基づいて行われている本村の感染対策について、本計画と整合性を整理し、自然災害発生時や感染症発生時に速やかに取り組めるようにする。

#### 1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、防災マップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等)について説明する。
- ・本商工会が発信している文書やホームページ、本村広報、ホームページ、インスタグラム等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP(即時に取組可能な簡易的なものを含む)の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する個別相談会や行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

#### 2) 本商工会自身の事業継続計画の作成

- ・令和4年度中には作成する。

#### 3) 関係団体等との連携

- ・全国商工会連合会が連携協定を結ぶ、あいおいニッセイ同和損害保険(株)及び東京海上日動火災保険(株)や沖縄県共済協同組合と連携し、会員事業所以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険・共済の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

#### 4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・本商工会と本村で状況確認や改善点等について協議する。

#### 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害(マグニチュード8.0の地震で10mの津波)が発生したと仮定し、本村との連絡ルートの確認等を行う(訓練は必要に応じて実施する)。

## <2. 発災後の対策>

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

### 1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後2時間以内に職員の安否報告を行う。  
(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と当村で共有する。)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、本村における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

### 2) 応急対策の方針決定

- ・本会と本村との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目立った被害の情報がない。</li> </ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、本商工会と本村は以下の間隔で被害情報等を共有する。

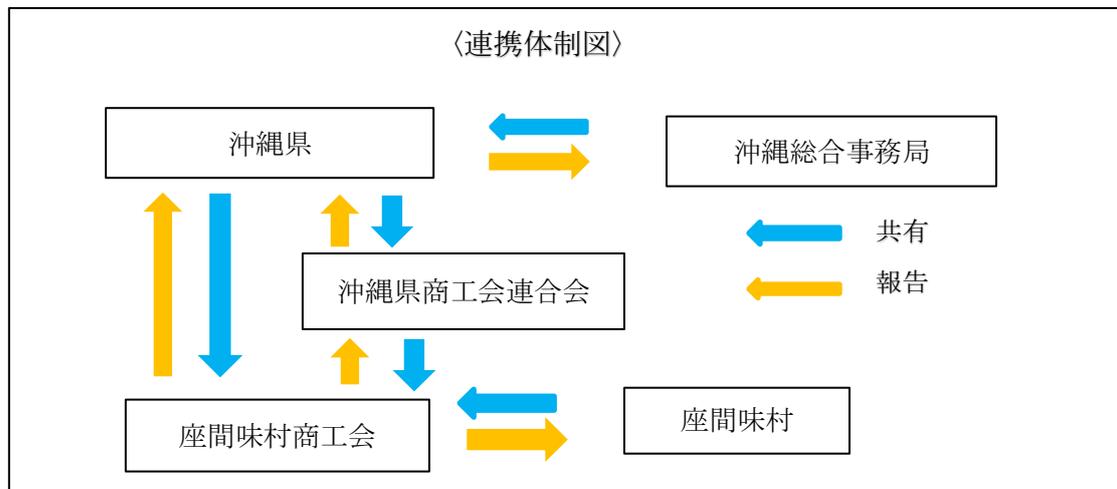
発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

- ・本村で取りまとめた「村災害状況等の収集伝達計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

## <3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・本会と本村は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・本商工会と本村が共有した被災情報を、下記の方法により県へ報告する。
- ・本商工会は、別紙様式により被災情報を県に報告する。

- ・感染症流行の際、特に報告が必要と思われる事象が発生した場合は、災害発生時と同様の方法により県へ報告する。



#### <4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、本村と相談する(本商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や都道府県、市町村等の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。

#### <5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

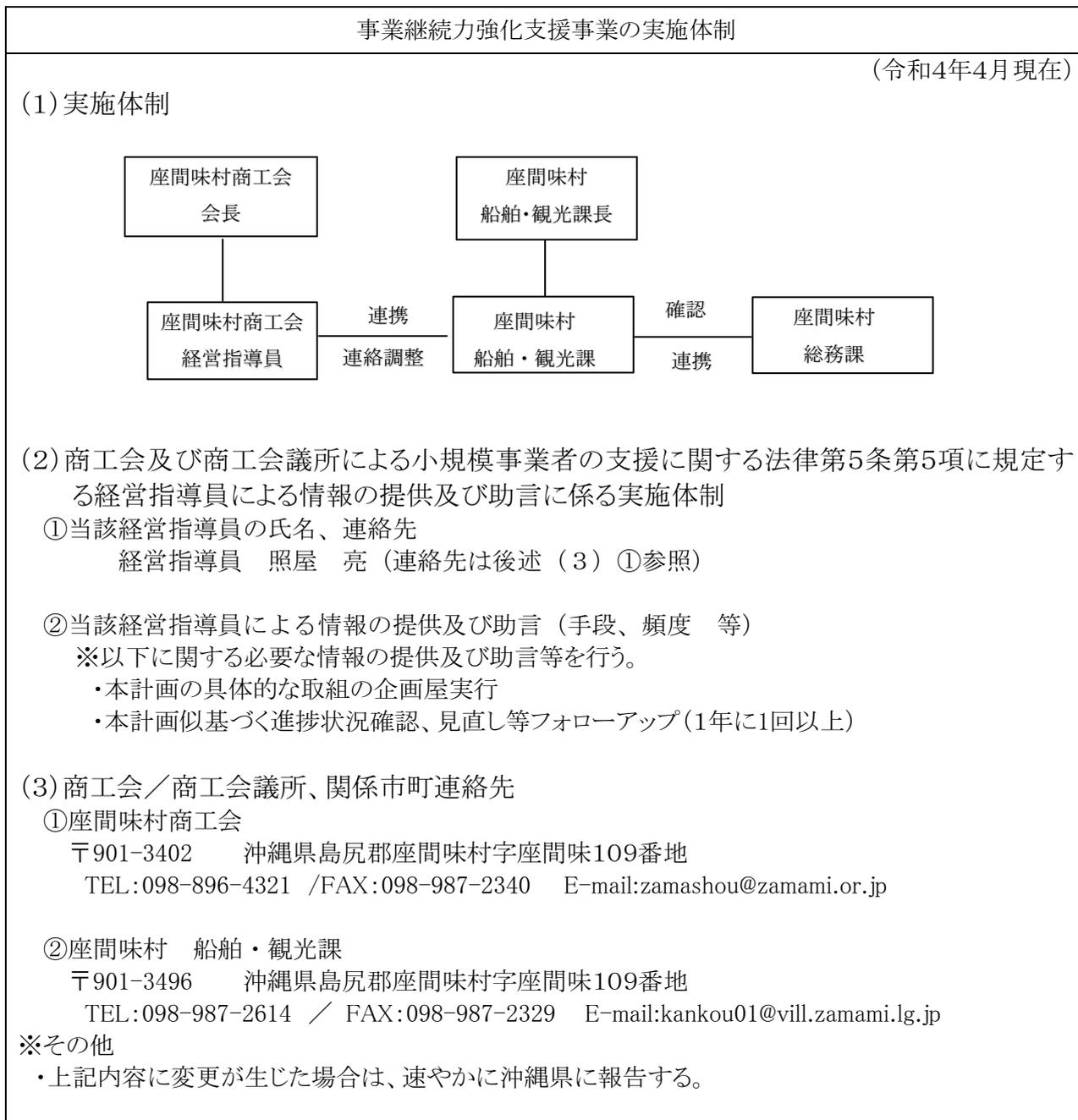
- ・県の方針等も踏まえ、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、県商工会連合会からの応援派遣依頼等を検討する。

#### ※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに沖縄県に報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位:千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	206	206	206	206	206
・専門家派遣費	66	66	66	66	66
・協議会運営費	30	30	30	30	30
・セミナー開催費	70	70	70	70	70
・パンフ、チラシ制作費	20	20	20	20	20
・防災、感染対策費	20	20	20	20	20

(備考)必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、手数料収入、座間味村補助金、沖縄県補助金

(備考)調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等